



2004/09/06

### 第3回知的財産権検定における知的財産検定1級について

第3回知的財産検定においては、知的財産検定1級(特許)を実施いたします。1級(商標)については、第4回以降での実施といたします。また、公開会場については、東京に加え大阪も新しく設置いたします。1級(特許)の詳細は以下をご確認下さい。

概要：1級(特許)

合格レベル

知的財産(主に特許)の法律および実務に関する総合的な知識を保有する。

知的財産部、法務部又は技術部の知的財産(主に特許)担当者として業務を円滑に遂行できる。(知的財産(主に特許)に関する問題点を発見し、弁理士・弁護士と協働して対処できる。)

対象者

主に企業(中堅・ベンチャー企業含む)、研究所、大学等の知的財産部、法務部又は技術部の知的財産(主に特許)担当者のうち実務経験を有する者

受検資格

特になし

但し、2級合格を1級認定の前提とする。

(注意：2級合格していない場合でも、1級の受検自体はできるが、1級合格および準1級合格の認定はされない。レベル評価のみを検定結果として得ることができる。

詳細はHP参照)

テスト形式

択一マークシート方式

問題数

60問(約30事例。原則として1事例に対して2問を設定するが、事例に応じて1問・3問とする場合もある)

解答時間

3時間

## 受検料

Web申込：15,750円（税込） 郵便申込：16,800円（税込）

法人・団体での受検についてはお問い合わせ下さい

## 合格基準

知的財産検定1級（特許）については、次の基準により1級と準1級を認定する。

級	合格基準
1級	総得点が基準値以上であり、かつ、「国内出願実務」「外国出願実務」「知的財産契約・係争実務」の3領域すべてにおいて正答率が基準値を満たしていること。
準1級	総得点が1級に準ずると認められる基準値以上であること。

準1級については、準1級の中でさらにA～Cの3段階評価を行う。

基準値は、検定委員会が1級に定義されるレベルに到達していると認めた得点値とし、非公開とする。

出題内容詳細：1級（特許）

出題範囲 検定要綱から関連部分を抜粋

		分類	内容	国内出願実務	外国出願実務	知的財産契約・係争実務	その他	
法律知識	一般法	民法(特に契約法), 民事訴訟法等						
	知的財産法	特許法・実用新案法						
		不正競争防止法(トレードシークレット)						
	周辺法	弁理士法, 商法(特に商号), 関税定率法, 半導体集積回路法, 種苗法, 独占禁止法等						
外国法	パリ条約, 特許協力条約, TRIPS協定, 米国特許法, 中国特許法, 韓国特許法, 欧州特許条約等							
実務知識	創造段階	管理・戦略	研究開発方針(ブランド戦略等を含む)					
		調査	戦略(パテントマップ, パテントポートフォリオ作成等)					
	権利化段階	国内出願	管理・戦略	出願・権利化方針(発明の発掘含む), 管理(先行技術調査等)				
			特許・実用新案	明細書(特に特許請求の範囲), 中間処理, 審判, 査定系審決取消訴訟等				
		外国出願	管理・戦略	外国出願・権利化方針				
			特許	英文明細書(米国), 中間処理(米国), PCT出願等				
	活用段階	管理・戦略	権利維持・活用方針, 情報管理方針, 職務発明管理方針等					
			調査		侵害調査(侵害の成否判断等)			
		契約	技術契約(技術導入契約, 共有契約, 共同研究契約, 秘密保持契約等)					
			実施許諾契約					
		係争対応	無効審判, 当事者系審決取消訴訟, 警告発受, 侵害訴訟等					
		評価・会計	価格評価, 税務, 信託, 証券化等					

サンプル問題：1 級（特許）

【国内出願実務 1】

電化製品メーカーの A 社の社員から知的財産部に以下の発明提案書が提出された。この場合において、以下の問 1，2 について答えよ。ただし、本発明提案書提出時において沸かしたお湯の温度を一定に保てる電気ポットはまだ発明されていなかったものとする。

発明提案書

( 1 ) 社員氏名 ( 2 ) 社員番号 A110031

( 3 ) 所属部署 電化製品開発部 1 課 ( 4 ) 所属長

( 5 ) 発明の説明

発明の目的

電気湯沸しポットにおいて、沸かしたお湯を一定に保てるようにした。

従来技術

従来は、電気湯沸しポットにおいて、お湯を沸騰させた後はスイッチを手動でオフにしていたため、電気を利用して保温することは行っていなかった。

発明の具体的構成

電気ポットの発熱体（たとえばニクロム線）は電力が供給されると発熱し、電気ポット中の水を沸騰させる。温度センサは水の温度を検出する。発熱体と温度センサは制御回路に接続されている。その制御回路は、温度センサからの検出された温度が設定温度（例えば 90 度）未満の場合、選択された発熱体に電力を供給し、設定温度以上の場合、電力供給を止める。

問 1

A 社の知的財産部では、この発明提案書の内容について特許出願をすることにした。この場合において、以下の特許請求の範囲の記載のうち、最も適切と考えられるものをア～エのうちから 1 つ選びなさい。

ア ポット容器と、

前記ポット容器の中に配置された発熱体と、

前記ポット容器の中に配置された温度センサと、

前記発熱体、前記温度センサ及び電源に接続され、前記温度センサによって検出された前記ポット容器中の水温が低温である場合に、前記発熱体に電源からの電力を供給し、前記

水温が高温である場合には電力の供給を止める制御回路と、  
を有する電気ポット。

イ ポット容器の中に配置された発熱体と、前記ポット容器の中に配置された温度センサと、電源とに接続された電気ポット用の制御回路であって、  
前記温度センサによって検出された前記ポット容器中の水温を検出する検出部と、  
前記検出された温度が設定温度未満である場合に、前記発熱体に電源からの電力を供給し、  
前記水温が設定温度以上の場合には電力の供給を止めるように制御する制御部と、  
を有する方法及び制御回路。

ウ ポット容器と、  
前記ポット容器の中に配置された発熱体と、  
前記ポット容器の中に配置された温度センサと、  
前記発熱体、前記温度センサ及び電源に接続され、前記温度センサによって検出された前記ポット容器中の水温が、例えば、90度未満である場合に、前記発熱体に電源からの電力を供給し、前記水温が90度以上である場合には電力の供給を止める制御回路と、  
を有する電気ポット。

エ ポット容器と、  
前記ポット容器の中に配置された発熱体と、  
前記ポット容器の中に配置された温度センサと、  
前記発熱体、前記温度センサ及び電源に接続され、前記温度センサによって検出された前記ポット容器中の水温が設定温度未満である場合に、前記発熱体に電源からの電力を供給し、前記水温が設定温度以上の場合には電力の供給を止める制御回路と、  
を有する電気ポット。

## 問2

A社の知的財産部では、この発明提案書の内容について特許出願することとした。この場合において、必ずしも必要がないと思われる請求項を挙げたものは、次のア～エのうちどれか。

### 【請求項1】

ポット容器と、  
前記ポット容器の中に配置された発熱体と、  
前記ポット容器の中に配置された温度センサと、  
前記発熱体、前記温度センサ及び電源に接続され、前記温度センサによって検出された

前記ポット容器中の水温が設定温度未満である場合に、前記発熱体に電源からの電力を供給し、前記水温が設定温度以上の場合には電力の供給を止める制御回路と、  
を有する電気ポット。

【請求項 2】

ポット容器の中に配置された発熱体と、前記ポット容器の中に配置された温度センサと、  
電源とに接続された電気ポット用の制御回路であって、

前記温度センサによって検出された前記ポット容器中の水温を検出する検出部と、

前記検出された温度が設定温度未満である場合に、前記発熱体に電源からの電力を供給し、  
前記水温が設定温度以上の場合には電力の供給を止めるように制御する制御部と、  
を有する制御回路。

【請求項 3】

ポット容器の中に配置された発熱体と、前記ポット容器の中に配置された温度センサと、  
電源とに接続された制御回路を有する電気ポットの制御方法であって、

前記温度センサによって検出された前記ポット容器中の水温を検出する検出し、

前記検出された温度が設定温度未満である場合に、前記発熱体に電源からの電力を供給し、  
前記水温が設定温度以上の場合には電力の供給を止めるように制御する、  
制御方法。

ア 請求項 1

イ 請求項 2

ウ 請求項 3

エ 請求項 2 及び請求項 3

解答

問 1 エ

問 2 ウ

## 【国内出願実務2】

以下は、X社で開催された技術者向け特許セミナーにおける研究者と知的財産担当者の会話の一部である。以下のア～エのうち、適切なものを一つ選びなさい。

ア 研究者「特許発明に係る物をその物の製造方法により特定して特許請求の範囲を記載できるそうですが、先願と同一の物に係る発明であっても、それを特定する製造方法が異なれば、特許権は認められるのですか？」

知財担当者「はい、判例でも係る物の発明は請求項に記載された製法によって得られる物に限定されますので、先願と同一の物に係る発明であっても、製造方法が異なれば特許を受けることができます。」

イ 研究者「2年前に私が発明者として携わった特許出願について先行技術Aからみて進歩性がないとする拒絶理由通知が送られてきました。先行技術Aと比較した有利な効果は、出願当初の明細書や図面には全く記載されていないのですが、意見書において有利な効果を主張すれば、それが審査官に採用されるものなのでしょうか？」

知財担当者「引用発明に比較した有利な効果が明細書等に記載されていなくとも、意見書等において主張した効果が参酌されることがあります。」

ウ 研究者「特定の化合物aが抗がん性を有していることが分かりました。化合物aが抗がん性を有していることがこれまで知られていなかった場合、『抗がん性を有する化合物a』とする発明は、化合物aが公知であったとしても、特許権が認められる可能性がありますか？」

知財担当者「化合物aが抗がん性を有することが知られていませんので、化合物aが公知である場合にも用途発明として新規性が肯定されることになるでしょう。」

エ 研究者「限定された数値の範囲内で、先行技術にない有利な効果を発見しましたが、進歩性を有するとされますか？」

知財担当者「はい、数値限定の発明の場合、その数値範囲内すべての部分で有利な効果の顕著性が認められる必要は必ずしもありません。したがって、本願発明で限定した350度ないし1200度の反応温度の内、少なくとも350ないし500度付近までの反応条件については顕著な効果がない場合であっても進歩性を有すると考えられます。」

解答 イ

## 【契約実務】

以下は、甲社から乙社に提示された特許実施許諾に関する契約書案の一部である。これに関して以下の問1、問2に答えなさい。

### 特許実施許諾契約書

株式会社（以下、「甲」という）と 株式会社（以下「乙」という）は、甲が所有する特許権について、次のとおり特許実施許諾契約書を締結した。

第1条（対象特許） 甲は乙に対し、甲の所有に係る下記特許権（以下「本件特許権」という）について専用実施権を設定する。  
記

特許第123456号 発明の名称「ゴルフボールの製造方法」

第2条（実施権の範囲） 前条の実施権の範囲は次のとおりとする。

- 一 地域 関東全域（「関東全域」とは、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいう）
- 二 期間 始期 2004年1月1日 終期 2006年12月31日
- 三 内容 本件特許権に係る発明の方法によるゴルフボールの製造販売

この実施権は、甲の許諾なくその全部または一部を第三者に譲渡、再実施許諾することができず、かつ担保に供することができないものとする。

第3条（実施料） 乙は本契約によって甲から設定された専用実施権の対価として、次のとおり甲に支払う。

- 一 一時金 金 円
- 二 実施料 本件特許権の実施製品（以下「本件製品」という）を販売したときは、その販売価格に5%を乗じて得られた金額（ただし、乙が本件製品を自ら業として使用したときは、その使用開始のときに、本件製品を実施したもののみならず）

乙は、甲に対し、前項に定める対価を次のとおり持参又は送金して支払う。

- 一 一時金：
  - （1） 金額 前項に定める金額
  - （2） 支払時期 本契約締結の日から30日以内
- 二 実施料：
  - （1） 金額 第5条に定める当該実施期間における本件製品の販売数量に前項の額を乗じた額とする。ただし、当該金額が1000万円に満たないときは、前項の規定にかかわらず金1000万円をもって当該実施期間の実施料額とする。
  - （2） 支払時期 第5条1項に定める報告期限経過後30日以内

前項に定める支払時期までに前項に定める額の全部または一部が支払われなかったときは、乙は、甲に対し、当該未払い対価に対する支払済みまで年利14.5%の割合による金員を延滞料として持参または送金して支払う。

第2項の規定により支払われた対価及び延滞料は、理由の如何を問わず乙に返還されない。

第4条（実施権の設定登録） 乙は、自己の費用をもって、本契約によって許諾された実施権の設定登録を単独で行うことができ、甲はこれを許諾する。

甲は、乙の請求により、前項の設定登録に必要な書類を甲の費用にて乙に交付する。

第5条（実施報告等） 乙は、甲に対し、毎年4月1日から3ヶ月以内に、その前12ヶ月間（以下「当該実施期間」という）における本件数量の販売数量、実施料額を書面で報告しなければならない。なお、書面の具体的記載事項については、甲乙間の別途の協議により定める。

乙は、前項の期間内に本件製品を販売した事実がないときは、その旨を記載した書面を前項の報告に代えて甲に提出するものとする。

第6条 乙は、本件製品の品質、性能を確保するために、その製造に必要な原材料等を甲又は甲の指定する者から購入するものとする。

第7条 乙は、乙が開発した本件特許権に係る改良発明に関する権利を甲に譲渡するものとする。

・  
・

第9条（特許不爭義務） 乙は、本件特許権の有効性について、いかなる理由によるも、自ら又は第三者を通じて争わないことに同意する。

第10条（完全合意）本契約は特許実施許諾に関する当事者間の最終的な合意であり、本契約の締結以前に当事者間でなされたあらゆる口頭または書面による合意は、本契約の条件に置き換えられたものとみなす。

・  
・  
・

## 問1

以下は、甲社から上記契約書案を受け取った乙社の上司と部下の会話であるア～エのうち適切なものを一つ選びなさい。

ア 上司「6条によると当社は本件特許発明の実施に必要な原材料等を甲社あるいはその指定する者から購入しなければならないが、品質・性能を確保するために不可欠とはいえ「不公正な取引方法」に該当する条項ではないのか？」

部下「原材料等の購入先を限定するというのは、明らかに「不公正な取引方法」に該当しますので、当該条項を削除するように甲社に申し入れます。」

イ 上司「10条に似たような条項は米国支社に勤務しているときに英文契約書で見たことがあるが、日本でもこのような条項を設けることは許されるのか？」

部下「いいえ。口頭による合意を排除することは可能ですが、あらゆる書面による合意まで排除することは許されませんので修正を要求したいと思います。」

ウ 上司「9条によると当社はいかなる場合も契約内容を争うことができないことになっている。もし後日、ライセンスを受けた特許権に無効理由があると分かった場合でも当社は特許無効審判を請求することができないというのは問題があるのではないかね？」

部下「たしかに、この規定の仕方は独占禁止法に抵触すると考えられます。例えば、“本件特許権の有効性について争うときは、乙は本契約を解除することができる”となっていれば独占禁止法上の問題はなくなると思いますので、そのように変更するように甲社に申し入れます。」

エ 上司「この契約書によると当社は専用実施権の設定を受けているね。4条に専用実施権の設定手続に関する記載があるが、そもそも本契約が成立すれば、当事者間で専用実施権の設定について合意したことになるのであるから、この規定は不要なのではないかね。」

部下「確かにそうです。本契約締結により専用実施権の効力は発生します。ただし、第三者対抗要件として登録が必要ですので、この規定は残しておくべきであると思います。」

## 問2

以下は、甲社から上記契約書案を受け取った乙社の研究者と知財担当者の会話であるア～エのうち適切なものを一つ選びなさい。

ア 研究者「7条によると、本件特許権に基づいて当社が改良発明をした場合、改良発明に関する権利は乙が有することになってしまい、ひいては当社内での開発意欲を削ぐこと

となってしまう。なんとか削除もしくは修正できないものでしょうか？」

知財担当者「そもそも甲社から実施許諾を受けた発明を改良することにより得られた発明ですから、当社による改良発明に係る権利が甲社に帰属することは少なくとも不公正な取引方法には該当しないと考えられます。」

イ 研究者「この契約書によると、当社は甲社の承諾がなければ第三者に通常実施権を許諾できないことになっていますが、そもそもこの条項がなくとも当社は特許権者である甲社の承諾がなければ第三者に実施を許諾することはできないと思うのですが？」

知財担当者「いえ、専用実施権者である当社は、本契約で定めた範囲内において特許権を独占排他的に実施することができますので、特許権者である甲社といえどもこの範囲内では実施することはできません。つまり、この条項がないと当社は甲社の承諾がなくとも第三者に通常実施権を許諾できることとなります。」

ウ 研究者「3条2項2号によると実施料の支払は、製品販売価格に対する一定パーセントで計算されているようですが、例えば"ゴルフボール1個につき5円"というように実施製品に対する固定額により計算する場合に比較して、どちらが当社にとって有利なのでしょう？」

知財担当者「販売価格に対する一定パーセントで計算する方式をA方式とし、ゴルフボール1個につき5円のように計算する方式をB方式と仮にしましょう。これらを比較すると、一概にどちらが当社に有利とは言えませんが、A方式の方が物価上昇リスクを吸収できるということだけは言えます。」

エ 研究者「当社では製造販売のみならず、中国で製造して輸入販売もするかもしれませんが、したがって2条1項3号に規定される実施行為には、このような行為も含めたほうがいいのではないのでしょうか？」

知財担当者「そうですね、では2条1項3号に規定される実施行為の内容を特定しないように交渉してみましよう。実施行為の態様が特定されていなければすべての実施行為について実施を認めたものと解されるはずですから。」

解答

問1 解答 ウ

問2 解答 エ

【本件に関するお問い合わせ】

知的財産教育協会 広報分室

TEL : 03-5545-1726 FAX : 03-5573-7008

E-mail : [support@ip-edu.org](mailto:support@ip-edu.org)

URL : <http://www.ip-edu.org>